

通達乙(備. 備1. 現2)第409号
令和7年9月22日

1	年	保	存
令和9年3月31日まで			

関係所属長 殿

警 備 部 長

雑踏警備における警察庁配備ウェアラブルカメラ活用に関するモデル事業の実施について
みだしのことについては、雑踏警備における現場指揮において、ウェアラブルカメラの有用性
・効率性等を検証するためのモデル事業に関する「雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に
関するモデル事業の実施について（通達）」（令和7年8月29日付け警察庁丁備一発第156号ほ
か別添）に基づき、別添「雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関する警察庁モデル事業
規程」のとおり同事業に関する規程を定め、運用することとしたことから、誤りのないようにさ
れたい。

別添

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関する警察庁モデル事業規程

第1 概要

1 目的

本規程は、祭礼、初詣、花火大会等における雑踏事故を防止するための雑踏警備におけるウェアラブルカメラ導入に関する警察庁モデル事業（以下「国モデル事業」という。）で使用するウェアラブルカメラ（国モデル事業において、頭部又は胸部に装着し、リアルタイムで映像を伝送するカメラをいう。以下同じ。）及びウェアラブルカメラを運用するために使用する機器（以下これらを合わせて「ウェアラブルカメラ等」という。）の利用に関し、基本的な事項を定めることにより、国モデル事業の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和7年9月22日から令和8年9月21日までの間

3 対象

本規程の対象は国モデル事業となる雑踏警備として総括運用管理者が指定した同事業に係るウェアラブルカメラ等の使用に関することとする。

4 準拠

警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「セキュリティ規程」という。）、「警視庁情報セキュリティに関する対策基準の制定について」（令和7年3月24日通達乙（総. 情. セ1）第24号。以下「対策基準」という。）、及び「警視庁情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定について」（令和7年3月24日通達乙（総. 情. セ1）第25号。以下「対策基準細目」という。）等に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2 用語の定義

本規程における用語の意義は、「高度警察情報通信基盤システム運用要領」（令和4年4月1日付け警察庁丙通基発第1号ほか別添）及び「高度警察情報通信基盤システム運用細則」（令和6年5月23日付け警察庁丁通基発第91号ほか別添）における用語の例による。

第3 運用体制

1 警備部における運用体制は次のとおりとする。

- (1) 警備部長を総括運用管理者とし、国モデル事業の運用に係る事務を総括する。
- (2) 警備第一課長を本部運用管理者とし、国モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整、撮影した映像データ（以下「映像データ」という。）の適正な取扱いに関する事項その他必要な事務を行う。
- (3) 警備第一課課長代理を本部運用主任者とし、本部運用管理者を補佐する。

- (4) 警備第一課係長を本部運用担当者とし、ウェアラブルカメラ等及び映像データの管理に関する事務を行う。
- 2 機動隊における運用体制は次のとおりとする。
 - (1) 雑踏警備に従事する機動隊に機動隊運用管理者を置き、機動隊長をもって充てる。
 - (2) 機動隊運用主任者は第二副隊長とし、機動隊運用管理者を補佐する。
 - (3) 機動隊運用担当者は機動隊本部付警部とし、ウェアラブルカメラ等の管理に関する事務を行う。
- 3 警察署における運用体制は次のとおりとする。
 - (1) 雑踏警備の開催地を管轄する警察署に警察署運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。
 - (2) 警察署運用主任者は警備課長とし、警察署運用管理者を補佐する。
 - (3) 警察署運用担当者は警備課警備係長とし、ウェアラブルカメラ等の管理に関する事務を行う。
- 4 警備部、機動隊及び警察署における運用内容は、別表「雑踏警備における警察庁配備ウェアラブルカメラ運用体制表」のとおりとする。
- 5 機動隊及び警察署における運用体制については、別途、総括運用管理者が国モデル事業の対象として指定した雑踏警備ごとに置くこととする。

第4 遵守事項

1 国モデル事業における撮影の目的

国モデル事業におけるウェアラブルカメラによる撮影は、国モデル事業として指定された雑踏警備に際して適切な指揮を行う目的においてのみ実施することとし、当該雑踏警備以外の業務においてウェアラブルカメラを活用してはならない。

2 ウェアラブルカメラ等の管理

本部運用管理者、機動隊運用管理者及び警察署運用管理者は、本部運用担当者、機動隊運用担当者又は警察署運用担当者をして、東京都警察情報通信部機動通信第一課（以下「機動通信第一課」という。）から借用したウェアラブルカメラ等の物品の紛失、盗難等を防止するため、施錠設備が備え付けられたロッカーに保管するとともに、ウェアラブルカメラの出納状況を記録するなど必要な措置を講じる。

第5 国モデル事業の実施に当たっての細目及び留意事項

1 準備

(1) 他部門等との調整

ア 総括運用管理者は、警察庁と協議した上で、国モデル事業を行う雑踏警備を決定し、警察庁に報告する。

イ 本部運用管理者は、以下の事項について、機動通信第一課及び装備課と事前に調整を行う。

- (ア) ウェアラブルカメラ等を接続するデータ端末への接続機器設定
- (イ) 映像伝送機能を利用するために必要な手続

- (ウ) 十分な同時映像送信数の確保
- (エ) 複数の所属の警察官が雑踏警備に従事する場合に、複数の所属に映像視聴権限を付与するための措置及び複数の所属に対し、映像伝送承認を行うための措置
- (2) 警備計画の作成
 - ア 本部運用管理者、機動隊運用管理者又は警察署運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、以下の点等を考慮した上で、ウェアラブルカメラの具体的な活用方策も含めた警備計画を作成し、本部運用担当者を経由して、総括運用管理者に報告する。
 - (ア) 運用管理者から、国モデル事業を実施する雑踏警備に関して警視庁本部に設置された雑踏警備指揮本部等、当該警備に従事する機動隊で指揮官として勤務する者又は警察署に設置された雑踏警備実施本部若しくは現地指揮本部で指揮官として勤務する者（以下「指揮官」という。）及び雑踏警備においてウェアラブルカメラ等を装着して撮影を行う者（以下「撮影者」という。）に対して行う指導の内容
 - (イ) 指揮官が撮影者に対して行う指示の内容
 - (ウ) ウェアラブルカメラ使用台数
 - (エ) 撮影者の配置場所・役割
 - (オ) 伝送された映像を閲覧する者及びその任務場所
 - (カ) 撮影予定時間を勘案した、予備のデータ端末又はモバイルバッテリーの携行要否
 - イ 総括運用管理者は、当該警備計画を警察庁に報告する。
- (3) 事前の周知

本部運用管理者は、国モデル事業を実施する雑踏警備を初めて選定する際は、警察庁と協議した上で、以下の点も含め、当該雑踏警備においてウェアラブルカメラによる撮影を行う旨を警視庁ホームページ等に掲載し広報するものとする。

また、以降新たに国モデル事業を実施する雑踏警備を選定した場合には、その旨を警視庁ホームページ等に追記して周知するものとする。

 - ア 国モデル事業の目的は、雑踏警備における指揮への活用であること。
 - イ 撮影場所及び撮影方法
 - ウ 映像データが一定期間後に自動削除されること。
 - エ 違法行為が撮影された場合に限り、映像データを保存する場合があります、その場合には、法令に基づき適正な方法で行うこと。
 - オ 本規程の内容
- (4) ウェアラブルカメラ等の準備
 - ア 本部運用管理者は、機動通信第一課から借用する数量及び期間について事前に調整し、ウェアラブルカメラ等を借り受ける。
 - イ 本部運用管理者は、撮影者に対し、機動通信第一課から借用したウェアラブルカメラ等を配布する。

なお、撮影者が機動隊、警察署に所属している場合には、機動隊運用管理者、

警察署運用管理者を経由して配布する。

(5) 事前の指導・指示

ア 運用管理者は、指揮官及び撮影者に対し、ウェアラブルカメラ等を適切に使用するために必要な指導を行う。

イ 指揮官は、撮影者に対し、映像の送信方法について事前に十分な説明を行うとともに、撮影方法、配置場所及び撮影者の役割について指示を行う。

なお、指揮官の指示については、撮影の開始及び終了について撮影者が的確に判断することができるよう、以下の例のように明確かつ包括的に行うことを原則とする。

○ 現場配置につき次第撮影を開始し、雑踏警備の終了をもって撮影を終了すること。

○ ●時●分から●分ごとに撮影を開始し、定時報告が終了次第撮影を終了すること。

○ 雑踏事故等の事象があり、指揮官から現場臨場の指示があった場合に、臨場次第撮影を開始し、対応終了次第撮影を終了すること（事象発生時にのみウェアラブルカメラによる撮影を行うこととする。）。

2 実施

(1) 映像の撮影

ア 撮影者は、ウェアラブルカメラ等をデータ端末と接続した上で、頭部又は胸部に装着する。

ウェアラブルカメラ等の装着に当たっては、以下の点に留意する。

(ア) 撮影を行っていることを外形的に認識できる場所に取り付けること。

(イ) 撮影を行っていることを外形的に認識することが難しい機種を使用する場合や、装着状況を視認することが難しい暗がり等の場所で撮影を行う場合には、腕章の着用その他の方法により、ウェアラブルカメラによる撮影を行っていることを外形上明らかにする措置を別途講じること。

イ 雑踏警備現場においては、指揮官から事前に受けた指示に従い、映像の撮影並びに伝送の開始及び終了を行う。

撮影に当たっては、以下の点に留意する。

(ア) 撮影場所は、公道、イベント会場、駅等といった公共の場所に限ること。

(イ) イベント会場内や駅構内等の第三者の管理権限が及ぶ空間において撮影する場合には、事前に管理者の承諾を得ること。

(ウ) 雑踏の概観や流れを撮影することを重視し、不必要に参集者の容ぼうを撮影しないこと。

(2) 映像の受信及び現場指揮

指揮官は、動態管理装置又はデータ端末B（以下「映像受信機器」という。）を用いて映像を受信し、適切な現場指揮を行う。

映像の受信に当たっては、以下の点に留意する。

ア 別に定めがある場合を除き、運用管理者が指定した者以外は、映像受信機器を操作してはならないこと。

イ 映像受信機器を操作する者は、雑踏警備に際して適切な警備指揮を行うこと以外の目的で映像受信機器を操作してはならないこと。

3 返却

- (1) 雑踏警備終了後、撮影者は本部運用管理者に対し、速やかにウェアラブルカメラ等を返却する。

なお、撮影者が機動隊又は警察署に所属している場合には、機動隊運用管理者又は警察署運用管理者を経由して返却する。

- (2) 本部運用管理者は、機動通信第一課に対し、撮影者から返却を受けたウェアラブルカメラ等を速やかに返却する。

第6 安全の確保

- 1 運用管理者は、国モデル事業実施における安全を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 情報セキュリティ対策

本事業に係る情報セキュリティについては、警察庁における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、セキュリティ規程、対策基準及び対策基準細目による。

3 管理対象情報の分類

国モデル事業に係る「警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和5年9月28日付け警察庁丙技企発第61号ほか）第1の2(1)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
ウェアラブルカメラ	2（中）	2（高）	2（高）

- 4 ウェアラブルカメラ等には、データ端末を除き、国モデル事業の実施に当たり警察庁から配布された機器以外の機器を接続しないこと。

第7 映像データの取扱い

1 撮影した映像データの利用目的

- (1) 映像データは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に基づく場合を除き、雑踏警備に際して適切な指揮を行うために当該雑踏警備に従事する者が視聴すること以外の目的で利用してはならない。
- (2) 映像データは、撮影日から1週間後に自動で消去されるものとする。

2 撮影した映像データの保存及び提供

- (1) 映像データの保存・提供の禁止

映像データは、原則として外部記録媒体に保存・提供してはならない。

- (2) 法令に基づく求めによる保存・提供

ア 映像データに違法行為が映っている蓋然性が高く、当該映像データを犯罪の捜査に利用するため、当該犯罪の捜査を担当する所属の長から、刑事訴訟法そ

の他の法令に基づき求めがあった場合には、本部運用管理者は、当該映像データを保存・提供することができる。

ただし、保存・提供する映像データは、必要な部分に限ることとする。

イ 本部運用管理者は、前アに基づき映像データの保存及び提供を行った場合には、別記様式1に必要事項を記入するとともに捜査関係事項照会書等の写しを保管する。

3 開示請求への対応

個人情報保護に関する法律第76条又は東京都情報公開条例に基づき、映像データの開示請求がなされた場合は、各法令の規定に基づき対応する。

4 関係法令の遵守

映像データは、個人情報保護に関する法律、東京都公文書等の管理に関する条例、警視庁情報セキュリティに関する規程、警視庁公文書管理規程その他関係規程に基づき適切に取り扱うものとする。

第8 報告

1 警察庁への報告

(1) ウェアラブルカメラの活用結果の報告

本部運用管理者は、国モデル事業を実施した雑踏警備の実施日から2週間以内に、別記様式2により、ウェアラブルカメラの活用結果を警察庁に報告する。

(2) 第7に基づく映像データの保存・提供件数の報告

本部運用管理者は、半年ごとに、第7に基づく映像データの保存・提供件数について、別記様式3により、警察庁に報告する。

2 警視総監及び東京都公安委員会への報告

(1) 警視総監への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、四半期ごとに、警視総監に報告する。

(2) 東京都公安委員会への報告

総括運用管理者は、ウェアラブルカメラの活用状況及び映像データの保存・提供件数について、半年ごとに、東京都公安委員会に報告するとともに、警視庁ホームページ等において公表する。

3 即報事案

運用管理者は、国モデル事業実施中、ウェアラブルカメラの使用に関し、特異事項が発生した際は、本部運用担当者を経由して、総括運用管理者に即報する。

雑踏警備における警察庁配備ウェアラブルカメラ運用体制表

所 属	区 分	担 当	運 用 内 容
警 備 部	総括運用管理者	警 備 部 長	・ 国モデル事業の運用に係る事務を総括する。
	本部運用管理者	警 備 第 一 課 長	・ 国モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整、撮影した映像データの適正な取扱いに関する事項その他必要な事務を行う。 ・ 本部運用主任者を指定する。 ・ 本部運用担当者を指定する。
	本部運用主任者	警備第一課課長代理	・ 本部運用管理者の任務を補佐する。
	本部運用担当者	警備第一課係長	・ ウェアラブルカメラ等及び映像データの管理に関する事務を行う。
機 動 隊	機動隊運用管理者	機 動 隊 長	・ 本部運用管理者の指導及び調整の下、機動隊における国モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整その他必要な事務を行う。 ・ 機動隊運用主任者を指定する。 ・ 機動隊運用担当者を指定する。
	機動隊運用主任者	機動隊第二副隊長	・ 機動隊運用管理者の任務を補佐する。
	機動隊運用担当者	機動隊本部付警部	・ ウェアラブルカメラ等及び映像データの管理に関する事務を行う。
警 察 署	警察署運用管理者	警 察 署 長	・ 本部運用管理者の指導及び調整の下、警察署における国モデル事業の適正かつ円滑な運用を行うための指導、調整その他必要な事務を行う。 ・ 警察署運用主任者を指定する。 ・ 警察署運用担当者を指定する。
	警察署運用主任者	警 備 課 長	・ 警察署運用管理者の任務を補佐する。
	警察署運用担当者	警 備 課 係 長	・ ウェアラブルカメラ等の管理に関する事務を行う。

別記様式1

映像データの保存及び提供状況管理簿

保存関係									
保 存 依 頼 日	年 月 日								
保 存 依 頼 者	所属 階級	氏名		連絡先					
保 存 目 的									
保存するデータ内容	年月日時	年 月 日		午前・後	時	分	ころから		
		年 月 日		午前・後	時	分	ころまで		
	雑踏警備名								
保 存 実 施 日	年 月 日								
保 存 者	所属 階級	氏名		連絡先					
提供関係									
提 供 依 頼 者	所属 階級	氏名		連絡先					
提 供 日	年 月 日								
提 供 者	所属 階級	氏名		連絡先					

注 本様式に必要事項を記入するとともに、捜査関係事項照会書等の写しを保管すること。

別記様式 2

雑踏警備におけるウェアラブルカメラ活用結果報告書

都道府県警察及び運用管理者： 警視庁

ウェアラブルカメラを活用した雑踏警備（イベント名）：

1. 事前の指導・指示について

モデル事業を振り返り、運用管理者や指揮官が事前に指導・指示しておくべきだったと反省する事項(あれば具体的に記載)

--

2. 撮影場所等の選定について

(1) 撮影者の配置場所の選定理由と、活用結果を振り返っての反省点（あれば具体的に記載）

--

(2) 撮影した映像の確認場所の選定理由と、活用結果を振り返っての反省点（あれば具体的に記載）

--

3. 撮影時の状況について

(1) 撮影時における映像の伝送及び通信の状況（画質、トラブルの有無等）

--

(2) 映像の確認方法と、警備指揮において映像が有効に活用された点

--

(3) PIIIデータ端末等のバッテリーの消耗状況（撮影時間、撮影の方法、予備のバッテリーの使用有無等を記載）

--

(4) ウェアラブルカメラの使用感（使用機種を明記の上、装着中の行動に生じた支障や制約を記載）

--

(5) トラブル等の突発事案発生時におけるウェアラブルカメラの運用状況（なければ記載不要）

--

4. ウェアラブルカメラ活用に対する反響について

(1) 事前の広報に対する住民からの反応（ウェブサイトの閲覧数、SNS等での反応等を把握していれば記載）

--

(2) ウェアラブルカメラによる撮影に対する反応の有無（反応があった場合には、その内容）

--

5. 雑踏警備におけるウェアラブルカメラの有用性に関する総合的な評価

--

6. その他（特筆すべき事項があれば記載）

--

別記様式 3

映像データの保存・提供件数等報告書

都道府県警察及び本部運用管理者：警視庁警備部警備第一課長

報告期間： _____ 年 月 ～ _____ 年 月

報告期間中における、モデル規程 7 に基づく映像データの保存・提供件数は
下記のとおりである。

1 保存件数

_____ 件

2 提供件数

_____ 件